

令和6年11月20日

大町市長 牛 越 徹 様

大町市水道事業等経営審議会

会 長 松 田 邦 正



大町市水道事業について（答申）

令和6年3月22日付、5上下水第187号で諮問がありました標記の件につきまして、当審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

1 はじめに

水道は、生活に必要不可欠なライフラインとして、住民の生命と暮らしを守る極めて重要な役割を担っている。

近年、人口減少等に伴う給水需要や料金収入の減少傾向が進む中、老朽化施設等の更新に加え、各地で頻発・激甚化する自然災害に備えた強靱化対策が求められるなど、水道事業を取り巻く経営環境は急速に厳しさを増している。

今後もしばらく、安心・安全な水を安定的に供給するためには、長期的な視野に基づいた持続可能な事業運営が必要となっている。

当審議会は、令和6年3月22日に大町市長から、(1)水道料金の改定について、(2)今後の事業運営の方向性について、諮問を受け、これまで4回にわたり、慎重な審議を行った。

2 審議内容

(1) 水道料金の改定について

大町市水道事業については、令和4年度決算において1億500万円余の純利益を計上し、経常収支比率をはじめとする各種指標はいずれも安定的に推移してきている。一方で、今後の事業計画を踏まえての収支予測では、当面の間は引き続き良好な経営の維持ができるものと推察できるが、今後、料金収入の減少傾向が続く場合は、料金回収率が令和10年度以降に基準値を下回ることが想定される。

このことから、今後の事業の進め方については、料金水準の見直し等も考慮するとともに、社会情勢の変化に応じた効率的かつ適切な事業運営に加え、事業の持続性の確保が重要となる。

なお、本審議会に係る令和6年度から令和8年度までの水道料金算定期間内における料金水準については、総括原価方式に基づく算定結果を踏まえ、現行の水準で事業継続が可能であることを確認した。

(2) 今後の事業運営の方向性について

近年、国では、水道事業を取り巻く様々な課題に対応するため、「運営基盤の強化」を柱としながら、市町村の区域を超えた広域連携や、同一

行政区域内における水道事業と簡易水道事業の統合について推進している。

当市の水道事業は、事業が抱える全国的な課題に加え、平成18年の3市村の合併時より、「料金水準の地域格差」といった独自の課題を抱えていることから、今後、市の公営水道として、事業運営の方向性を検討するにあたり、現状の個々の事業別に運営する上水道事業と公営簡易水道事業について、国の施策に基づく経営並びに管理の一体化など、事業統合を視野に入れ「運営基盤の強化」について具体的な検討を進めるとともに、併せて、料金水準の格差解消に向けた取り組みを進めていく必要があることを確認した。

3 答申内容

審議の結果、次のとおり答申する。

(1) 水道料金の改定について

水道料金の改定については、総括原価方式に基づく料金水準を算定した結果、算定期間内について適正な水準が維持されていることから、令和8年度までの間は現状の料金水準及び料金体系を据え置きとする。

(2) 今後の事業運営の方向性について

今後の事業運営の方向性については、国の施策に基づき、将来、水道事業と公営簡易水道事業との事業統合を視野に入れながら、運営基盤の強化を図るとともに、今後は、料金水準の地域格差の解消に取り組んでいく必要がある。また、これらについては、本年度、企業会計移行後の公営簡易水道事業における財務状況及び経営指標等を踏まえた経営分析を行い、令和7年度以降にあらためて両事業の経営審議会を開催し、課題解決に向けて料金水準及び料金体系など具体的な事業運営の方向性を検討すること。

4 附帯意見

今回審議した中長期的な事業計画によると、水道施設の大規模更新や耐震化が見込まれることなどを踏まえ、次回の料金改定の検討にあたっては、より長期的な経営状況を見据えて、料金水準及び料金体系の検討を行うこと。